

内閣参質一九〇第七二号

平成二十八年三月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山崎 正 昭 殿

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮の「特別調査委員会」解体宣言等に関する再質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮の「特別調査委員会」解体宣言等に関する再質問に対する答弁書

お尋ねの「日本人の遺骨及び墓地、残留日本人、いわゆる日本人配偶者及び行方不明者の関係者」及び「自動的に」の意味するところが必ずしも明らかではないが、先の答弁書（平成二十八年二月二十六日内閣参質一九〇第五九号。以下「前回答弁書」という。）六については、政府として、我が国独自の対北朝鮮措置について、記者会見等の場を通じて国民に対し説明してきていることに加え、その情報を首相官邸のホームページにおいて公表すること等も通じて広く国民に周知を図ってきていることを踏まえ、「我が国独自の対北朝鮮措置については、平成二十八年二月十日の記者会見において、菅内閣官房長官が国民に対して説明している」とお答えしたものである。

お尋ねの菅内閣官房長官の説明について、複数の報道機関による報道があったことは承知しているが、個々の報道機関による報道の内容に関し、政府としてお答えすることは差し控えたい。

また、前回答弁書は、外務省アジア大洋州局において起案し、同省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。

